

A. 税務 - 会計

1. 法人税

❖ 慈善活動費用に対する損金算入

慈善活動費用に対する損金算入について、2022年7月6日、ハノイ市税務局はオフィシャルレター・第31943/CTHN-TTHT号を発行しました。詳細は以下のようになります。

- 教育、医療、災害復旧、慈善事業のための家屋にする、貧しい人々のための家屋にする、大団結による家屋にするための拠出費用；科学研究への支援、法律で定められた各政策対象への拠出、法律で規定され拠出調達機能がある組織、機関を通じて、社会経済的条件が非常に困難な地域への国家政策に従う支援拠出費用に対して、法人税の課税所得を確定する際、これらの費用は適切な対象に支払っており、且つ、通達・第78/2014/TT-BTC号の第6条2項2.22、2.23、2.24、2.25、2.26号a、b節（通達・第96/2015/TT-BTC号の第4条で修正、補足された）に従った、拠出費用の確定のための書類がある場合、会社は損金算入に計上することができます。
- 通達・第96/2015/TT-BTC号の第4条にある条件を満たさない慈善事業費用、社会組織、団体への拠出費用に対しては法人税の課税所得の確定の際に損金算入に計算されません。

2. 個人所得税

❖ 非居住者に対する個人所得税の政策

非居住者に対する個人所得税の政策について、2022年7月8日、ハノイ市税務局はオフィシャルレター・第32313/CTHN-TTHT号を発行しました。詳細は以下のようになります。

会社（海外での会社）は実際のベトナム市場を調査して参考とするため、2013年8月15日付財務省発行の通達・第111/2013/TT-BTC号の第1条の規定に従って、ベトナムでの非居住者である条件を満たした人事をベトナムへ出張、派遣する場合：

- 通達・第119/2014/TT-BTC号の第2条の規定により、会社（ベトナムでの会社）の外国人労働者への支払いは、如何なる形式下でも、ベトナムで発生する納税者が受ける、雇用者によって支払われる賃金、給与から、賃金、給与以外の金銭的または非金銭的な利益からの所得であると確定される場合、会社（ベトナムにおける会社）は通達・第111/2013/TT-BTC号の第18条の規定により、個人に支払う前に20%を源泉徴収する責任を負います。
- 会社（ベトナムでの会社）は会社（海外での会社）の代わりに、2007年11月21日付国会発行の個人所得税法・第04/2007/QH12号の第3条（2012年11月22日付の法律・第26/2012/QH13号及び2014年11月26日付の法律・第71/2014/QH13号でいくつかの条項を修正、補足された）に従い、外国人労働者個人に対する経費項目につき、双方間での支払合意に従い及び個人所得税の課税所得が発生しない外国人労働者の場合、ベトナムで個人所得税を納税する対象になりません。

3. 関税

❖ 現地での輸入品の付加価値税を申告しない行為に対する行政的な処罰

2022年5月19日、税関総局発行の現地での輸入品の付加価値税を申告しない行為に対する行政的な処罰についてのオフィシャルレター・第1799/TCHQ-TXNK号によると以下のようになります。

A11、A12のコードに従って関税、付加価値税の対象である輸出品を作るために現地で輸入をされる輸入品で納税者が関税は支払ったが付加価値税をまだ納税していない場合、本社は通達・第39/2018/TT-BTC号の第1条9項で改正された通達・第38/2015/TT-BTC号の第20条の規定に従って追加的に付加価値税を申告します。

それによると、輸入者が輸出品を作るために現地で輸入をする輸入品に対する付加価値税を、輸入する時に申告又は納税をしない行為は税務管理法・第38/2019/QH14号の第16条11項

及び 2020 年 10 月 19 日付、政府発行の政令・第 128/2020/ND-CP 号の第 6 条 3 項に規定される行政処罰をされない場合に該当しません。

4. 電子インボイス

❖ 税務申告の時点

2022 年 7 月 8 日付、ハノイ市税務総局は返品商品に対するインボイス、税務申告についてのオフィシャルレター・第 32315/CTHN-TTHT 号を発行しました。詳細は以下のようになります。

- 会社の支店が政府発行の政令・第 123/2020/ND-CP 号にしたがって電子インボイスを使用する場合、販売する商品、提供するサービスに対するインボイスの作成時点は政令・第 123/2020/ND-CP 号の第 9 条 1 項、2 項に従って実施されます。電子インボイスには政令・第 123/2020/ND-CP 号の第 10 条に規定される内容が完全に書かれていなければなりません。インボイスの作成時点とデジタル署名をした時点とが異なるのであれば、政令・第 123/2020/ND-CP 号の第 10 条 9 項にある案内に従い、税務申告はインボイスの作成時点になります。
- 納税者は税務機関に提出した申告書への間違いを発見した場合、国会の税務管理法・第 38/2019/QH14 号の第 47 条にある規定に従って書類を追加して申告することができます。

B. 労働 – 投資

1. 労働

- ❖ **2021 年 7 月 1 日付の議決・第 68/ND-CP 号に規定される職業病、労働災害の基金への納付額に対する援助が停止されます。**

2021 年 7 月 1 日付、政府発行の議決・第 68/ND-CP 号によると、2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで、雇用者が職業病、労働災害の保険制度の対象労働者に対して職業病、労働災害の保険基金への納付額は給料の 0%となっています。

それ故、2022 年 7 月 1 日より、使用者負担の職業病、労働災害の保険基金への納付額は給料の 0.5%に戻ります。

2. 投資

- ❖ **通達・第 120/2021/TT-BTC 号に従って 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで当初の額に減額調整される 37 種類の料金、手数料**

2021 年 12 月 24 日付、財務省発行の通達・第 120/2021/TT-BTC 号によると、建築投資プロジェクト、基礎設計の鑑定料金。建築予算の鑑定料金、国際旅行サービスなどの経営許可書の申請鑑定料のような、通達中に挙げられている 37 種類の手数料が 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで 10%から 50%まで減額されます。

それにより、2022 年 7 月 1 日より、これらの料金、手数料は当初（2022 年 1 月 1 日以前の支払い額）の額に戻る調整がされます。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。